

自民党 「日本国憲法改正 草案」を斬る

「戦争しない平和な国」から「戦争する国」へ

とんでもない

「一人ひとりを人間として大切に作る憲法」から「国のため、国民にガマンさせる憲法」へ

自民党は、2012年4月27日、「日本国憲法改正草案」(以下、自民党草案)を発表しました。2005年に発表された同党の「新憲法草案」より、さらに大きく「戦争する国」へと踏み込んだ内容です。自民党草案の問題点をみてみましょう。

問題点その1 「国家を縛る憲法」から「国民を縛る憲法」へ



そもそも、近代市民革命において、自由と平等を求める人々が、「人民の権利を抑圧するな」と国王に約束させたものが憲法です。日本では、厳しい言論統制によって軍の暴走を止められず戦争を招いた反省から、日本国憲法(以下、憲法)において、この立憲主義の原理(= 憲法で国家を縛る)が貫かれています。

だから、憲法第99条では、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」に憲法尊重擁護義務を課しています。ところが、自民党草案では、「天皇又は摂政」の義務がはずされ、逆に国民に憲法尊重義務が課せられています(自民党草案第102条)。これでは、憲法が憲法でなくなります。

問題点その2 「戦争する国」へ平和主義の否定と軍隊の創設



アジア諸国民、日本国民の多くの命を奪った戦争への反省から、憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」し、第9条において、具体的に戦争放棄・戦力の不保持・交戦権否認を国家に課しました。

さらに、憲法前文では、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」として、人権の基礎、土台として、平和の大切さを確認して平和的生存権を明記しました。核兵器のような人類の生存を脅かす大量殺りく兵器が開発された時代に、被爆国として、ほかの国にさきがけて、平和的生存権を確認したのです。ところが、自民党草案では、この平和的生存権や国際協調主義を高らかにうたう前文をバツサリ削除しています。

そして、「国防軍を保持する」と、第9条を変えようとしています。これでは、「戦争する国」へ、まっしぐら。歴史に学ばない国として、世界で孤立してしまいます。

問題点その3 天皇「元首化」日の丸・君が代の尊重義務



問題点その4 基本的人権の保障は、大きく後退



自民党草案でバツサリと全文削除されているのが、憲法第97条です。「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と定めた第97条を消し去ろうとするところに自民党草案の憲法観、歴史観が表れています。

憲法第13条「個人として尊重」を自民党草案では「人として尊重」、「公共の福祉に反しない限り」を「公益及び公の秩序に反しない限り」とするなど、「一人ひとりを人間として大切に作る憲法」から、「国のために国民にガマンさせる憲法」に変えようとしています。憲法第21条の「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」にまで、制限を書き加えています。あってはならないことです。

さらに、憲法第28条に、新たに第2項をもうけ、公務員の労働基本権の「全部または一部を制限することができる」としています。到底、認められるものではありません。

日本維新の会は？

維新の会がめざす国は、自民党と同じ

「維新八策」には、道州制、競争力重視の自由経済、自立する個人、憲法改正発議要件の緩和、日米同盟を基軸などの内容が並べられています。また、日本維新の会に合流した「たちあがれ日本」は、日本を「立憲君主国」とする「自主憲法大綱『案』」を2012年4月に発表しています。維新の会がめざす国は、自民党草案のめざす国と同じです。

問題点その5 教育の目的を「国を成長させる」ためのものに？！



教育は、一人ひとりの成長・発達を保障し、人格の完成をめざして行われるものです。ところが、自民党草案では、教育を「国を成長させる」ためのもの(自民党草案前文)、「国の未来を切り拓くうえで欠くことのできないもの」(自民党草案26条3項)などと位置づけています。これでは、教育は国のためのものであるかのように。このような目的のもとに、国が「教育環境の整備に努め」る(自民党草案26条3項)というのは、国が教育内容に介入することを正当化しかねない危険をはらみます。

問題点その6 「緊急事態」宣言で、人権抑圧体制がつけられるおそれ



自民党草案では、第9章として「緊急事態」の章を新設し、内閣総理大臣の緊急事態宣言が発せられると、「何人も…国その他公の機関の指示に従わなければならない」(自民党草案99条3項)としています。宣言は「事前又は事後に国会の承認」(自民党草案98条2項)とされていますから、国会のコントロールがないまま緊急事態という名で、政府による重大な人権侵害が行われるおそれがあるのです。

その他多くの問題点



家族の互助義務、財政「健全化」という名目で福祉・教育切り捨てのおそれ、地方自治を変質させ道州制に道をひらく、司法権の独立の後退、政党規制のおそれ、国会審議の軽視、「新しい権利」は権利と言えないようなお粗末さなど、自民党草案の問題点は書ききれません。

憲法が憲法でなくなる、こんな「改憲案」はゴミです。 憲法を生活のすみずみにいかすことこそが求められています

